

福岡県かかりつけ医認知症対応力向上研修

平成20年3月2日（日）

	研 修 内 容	講 師
I「基礎知識」編 10:00 ～11:00	・ 地域で認知症を支えるためのかかりつけ医の役割 ・ 認知症高齢者の実態 ・ 認知症の初期徴候 など	調整中
II「診断」編 11:00 ～12:00	・ アルツハイマー型認知症と脳血管性認知症の診断 ・ 認知症と間違えられやすい症状・状態 ・ 神経学的所見の具体的な見方 など	調整中
昼 休 み 12:00～13:00		
III「治療とケア」編 13:00 ～14:00	・ 家族への治療効果の説明 ・ インフォームドコンセントについて ・ 患者・家族に対する病気の説明のプロセス など	調整中
IV「連携」編 14:00 ～15:00	・ 認知症を取り巻く環境 ・ 地域で利用可能な制度等の社会資源について など	調整中
V「権利擁護」編 15:00 ～15:30	・ 認知症患者を取り巻く人権問題について など	門司統括支援センタ ー社会福祉士 宇都宮 慎 吾

福岡県かかりつけ医認知症対応力向上研修実施要綱

1 目 的

高齢者が日頃から受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）に対し、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するための研修を実施することにより、認知症サポート医（推進医師）との連携の下、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

2 実施方法

本事業は社団法人福岡県医師会（以下「県医師会」という。）に委託して実施する。

3 研修対象者

診療科名を問わず、福岡県内で勤務（開業を含む）する医師を対象とする。

4 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム（別記）に基づいて県と県医師会で協議し、かかりつけ医として必要で適切な認知症診断の知識・技術などの習得に資する内容とする。

5 受講の手続き等

県医師会の募集要綱に基づくものとする。

6 修了証書等の交付等

ア 知事は、研修修了者に対し、別添様式により修了証書を交付する。

イ 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作製し、管理するものとする。

ウ 知事は、研修修了者の情報について、県医師会と連携し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成し、各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、管内の認知症の者及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

7 その他

ア 知事は、本事業の実施に当たっては、認知症サポート医の協力の下に行うものとし、県医師会と密接な連携を図るものとする。

イ 研修受講者の募集に当たっては、郡市医師会の協力を得て行うこととし、研修修了者の情報についても提供するなど、地域の認知症医療体制の推進に資するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は平成20年1月31日から施行し、平成19年4月26日から適用する。

(別記) 標準的なカリキュラム

	研 修 内 容
I 「基礎知識」編	・地域で認知症を支えるためのかかりつけ医の役割 ・認知症高齢者の実態 ・認知症の初期徴候 など
II 「診断」編	・アルツハイマー型認知症と脳血管性認知症の診断 ・認知症と間違えられやすい症状・状態 ・神経学的所見の具体的な見方 など
III 「治療とケア」編	・家族への治療効果の説明 ・インフォームドコンセントについて ・患者・家族に対する病気の説明のプロセス など
IV 「連携」編	・認知症を取り巻く環境 ・地域で利用可能な制度等の社会資源について など
V 「権利擁護」編	・認知症患者を取り巻く人権問題について など

(様式)

第	号
修 了 証 書	
氏 名	
生年月日 昭和 年 月 日	
あなたは、厚生労働省の定めるかかりつけ医認知症対応力向上 研修を修了したことを証します。	
平成 年 月 日	福岡県知事 ○ ○ ○ ○ 印